

新型コロナウイルス感染症への対応 —子どもの居場所の確保に係る適切な環境の維持のために—

令和2年3月
日本薬剤師会
学校薬剤師部会

新型コロナウイルス感染症対策に関連し、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」（令和2年3月2日、文部科学省、厚生労働省）が発出されました。当該通知には以下枠内のおり記載があり、別紙「子どもの居場所の確保に係る衛生管理について」が添付されています。

- 1 子どもの居場所確保に向けた取組方策、
（3）（1）及び（2）を通じた留意事項

 - ・児童生徒等が利用する施設については、児童生徒等の安全を確保する観点から、**別紙資料等を参照し**、衛生管理に十分留意すること。その際、消毒液の確保等、衛生管理について関係者が連携して取組を行うこと。
 - ・家庭や地域の実情を踏まえ、施設を利用する児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも考えられること。

下記では、**別紙資料**の中の、「2 環境衛生管理の留意事項」の「②適切な環境の保持」及び「③教室等の清掃」について、特に注意いただきたい点を解説します。また、「3 昼食をとる際の留意事項」の「①食事前の手洗い等の徹底」についても関連で解説します。

記

別紙「子どもの居場所の確保に係る衛生管理について」

「2 環境衛生管理の留意事項」の

「②適切な環境の保持」

教室等の適切な環境の保持のため、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講ずる。

適切な環境の保持にあたり、エアコンがある場合、ない場合について解説します。

【エアコンを稼働した場合】

パッケージエアコンはそれ自体換気をほとんど行わないことから、必ず換気扇等を稼働させると共に外側前後の窓等を一部開けます。また、廊下側欄間等を開ける。さらに、ドアの欄間等に目張りがある場合は撤去します。

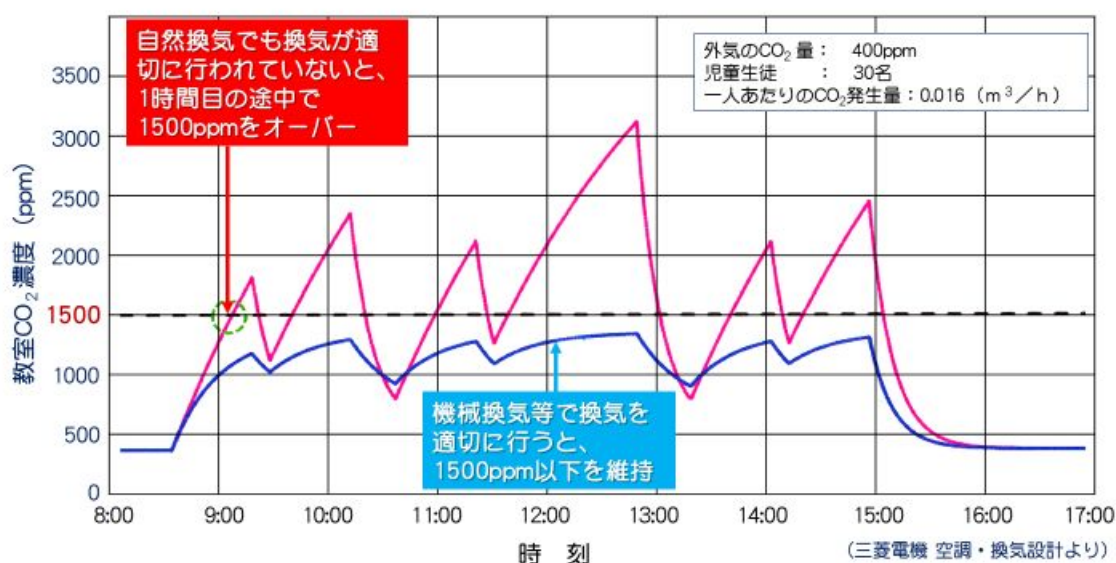
そして、授業時と同様に、1時間に1回（5～10分）程度窓を全開して換気します。学校環境衛生基準ではCO₂で1500ppm以下とされていますが、特定建築物等の空気環境を規定する建築物環境衛生管理基準では1000ppm以下となっていることも考慮し、確実に換気が行われるよう注意します。

【自然換気（エアコンがない、稼働しない場合）】

自然換気の場合、換気扇があれば稼働させるとともに、換気扇がない場合も含め窓を適切に開けて換気に努めます。また、ストーブ等、燃焼機器がある場合は特に換気に注意します。

<参考> 換気の事例について（愛知県学校薬剤師会講習録より）

自然換気と機械換気による教室のCO₂濃度の変化（例）



別紙「子どもの居場所の確保に係る衛生管理について」

「2 環境衛生管理の留意事項」の

「③教室等の清掃」

教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。

例）次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の注意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合、原液 25 mL（漂白剤のキャップ 1 杯）を 2 L の水で希釈する（約 0.06%の希釈液）。

ウイルスに効果がある消毒薬としては消毒用エタノールと次亜塩素酸ナトリウムですが、まず、現在、消毒用エタノール、速乾性手指消毒薬の入手は非常に難しい状況が前提にあることに留意してください。そうした中、様々な商品の紹介あり判断等に迷う場合があると考えられることからそうした場合の一助にさせていただくために解説します。

「③教室等の清掃」については、手指ではなく、環境消毒について求められています。このため、ドアノブ、手すり、スイッチなど児童生徒が手を触れやすい箇所については水分を拭き取ったのち、消毒用エタノール等を噴霧し、そのまま乾燥させます。又は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、必ず水拭きを行うとされています。これは、次亜塩素酸ナトリウムの酸化作用により金属類、繊維類のほとんどが腐食されるためで、注意が必要です。

<参考> 消毒用エタノール以外に利用できるもの

・ 食品添加物として利用

例) 給食等、調理場内の器具・機械類の清掃に利用されているアルコール製剤等
アルサワー®

(エタノール (68w/w%)、グリセリン脂肪酸エステル (0.2%)、乳酸ナトリウム (0.1%)、グリシン (0.07%))
アルサワーM60®

(エタノール (59.00w/w%)、グリセリン脂肪酸エステル (0.50%)、乳酸ナトリウム (0.10%)、精製水 (40.40%))
その他

・ 食品添加物以外 (エタノールに第4級アンモニウム塩を配合したもの)

例) 環境アルコール除菌剤

サポステ® 等

<注意事項>

- ・ アルコール製剤については、火気厳禁であることに注意。
- ・ 環境消毒等においてはミストを吸入しないよう、手袋、マスク、及び保護メガネ等を着用する。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムについては、噴霧は絶対にしないこと!
- ・ 換気に十分注意する。

<参考> 教室等の消毒実施の様子 (例)



※長靴、不織布作業着 (市販で 300 円程度) は必ずしも必要ではありませんが、手袋、マスク、及び保護メガネは必要。

別紙「子どもの居場所の確保に係る衛生管理について」

「3 昼食をとる際の留意事項」の

「①食事前の手洗い等の徹底」

食事前の手洗いを徹底するとともに、必要に応じてアルコール等における消毒を行うなど、指導を徹底する。

前述のように、消毒用エタノール、速乾性手指消毒薬の入手は非常に難しい状況があります。入手できれば活用するのが望ましいといえますが、液体石けん（アルボース[®]等）と流水での手洗いを徹底することでも十分効果があると思われます。

なお、前述の食品添加物アルコール製剤等は効能効果として消毒をうたうことは出来ませんが、効果は変わりません。

以下の参考資料のほかに、日本薬剤師会 公衆衛生委員会作成の「**薬剤師が知っておくべき感染症予防対策（消毒薬）**」（20200219 日薬業発第 425 号）も参考にしてください。

<参考>正しい手の洗い方（厚生労働省ホームページより）

感染症対策へのご協力をお願いします

！ 手 洗 い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

- 1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 2 手の甲をのぼすようにこすります。
- 3 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 4 指の間を洗います。
- 5 親指と手のひらをねじり洗います。
- 6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
厚生労働省
厚生省



<参考> 手洗いの時間・回数による効果

手洗いの方法	残存ウイルス数（残存率）
手洗いなし	約 1, 0 0 0, 0 0 0 個
流水で15秒手洗い	約 1 0, 0 0 0 個（約 1 %）
ハンドソープで10秒又は30秒もみ洗い後、 流水で15秒すすぎ	約 1 0 0 個（約 0. 0 1 %）
ハンドソープで60秒もみ洗い後、 流水で15秒すすぎ	約 1 0 個（0. 0 0 1 %）
ハンドソープで60秒もみ洗い後、 流水で15秒すすぎを 2 回繰り返す	約 数個（約 0. 0 0 0 1 %）

出典：森功次郎ほか:感染症学雑誌 80:496-500.2006

以上